

葉山マリーナヨットクラブ会則

第1章 総則

第1条(目的)

本クラブは、会員の親睦、相互扶助、操船技術の向上と共に、ヨットを通して地域社会の青少年の育成、ヨットの普及を図り、内外の関係諸団体と交流・親善を行なうことを目的とする。

第2条(名称)

本クラブの名称は、「葉山マリーナヨットクラブ」とする。

第3条(所在地)

本クラブの所在地は、神奈川県三浦郡葉山町堀内50番2(株)葉山マリーナ内とする。

第4条(活動)

本クラブは、前条の目的達成のため、次の諸活動を行なう。

1. 会員の親睦、相互扶助を図るための活動
2. 海上の安全、操船技術の向上、および知識普及を図るための活動
3. 葉山マリーナの使用秩序および円滑な運営に助力する活動
4. 地域社会と関係を保ち青少年の育成に協力する活動
5. 本クラブ以外の諸団体との交流・親善・連携を図る活動
6. 以上の他、本クラブの目的に必要な諸活動

第2章 会員

第5条(種別)

1. 本クラブの会員は、正会員、**賛助会員**、および特別会員とする。
2. 正会員は、葉山マリーナ常置艇のオーナー若くはその関係者であって、本会則に従い所定の手続きを経た者とする。
3. 正会員のうち会員総会において議決権を行使しうる者を代表会員という。
1艇に2名以上の正会員がいないときは、その艇の正会員を代表会員と看做し、1艇に2名以上の正会員がいるときは、当該艇が本クラブに届け出た1名のみを代表会員とする。本クラブ理事会において必要と認め、本会則に従い所定の手続きを経たものを特別会員とする。特別会員には名誉会員と協力会員を設ける。
4. **本クラブの会員資格喪失時、引き続き当クラブへの帰属を希望する者は、理事会での承認を経て賛助会員に移行できるものとする。賛助会員は別に定める年会費を納付する義務を負う。また移行に伴い、会員総会における議決権、及び第4章に定める役員の資格は、これを失効するものとする。**

第6条(入会)

1. 本クラブ会員になろうとする者は、所定の入会申込書に所定の事項を記載し顔写真を貼付して、理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。
2. 正会員、代表会員および協力会員は、本クラブに対し、入会時、理事会において別に定める入会金および当該年度の年会費を納付しなければならない。

3. 正会員、代表会員および協力会員は本クラブに対し、毎年3月末日限り、本クラブの運営および活動の実施に要する経費を負担するため、理事会において別に定める年会費を納付しなければならない。

第7条(退会)

会員が退会しようとするときは、1ヶ月前までにその旨を書面をもって理事会に届け出なければならない。

第8条(除名)

会員が次の各号の一に該当するときは、総会において代表会員の過半数の議決を得て、これを除名することができる。

1. 年会費を故なく2年以上支払わないとき。
2. 本クラブの名誉を毀損し、又は本クラブの目的に明かに反する行為を行なったとき。
3. 除名処分を行なう場合には、除名決議を行なう総会において、被除名者に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 組織

第9条(組織)

当クラブの組織は、HMYC 組織図のとおりとする

第4章 役員

第10条(種別)

1. 本クラブには次の役員をおく。
 - ・ 理事
 - ・ 評議員
 - ・ 監査役
2. 理事および監査役の数は、会員の総数、役員数の推移などを考慮し、理事会で定める。
3. 理事のうち、1名を理事長、3名以内の数名を副理事長とする。
4. 理事長および副理事長は、本クラブの諸活動を運営するにあたり、本クラブの慣例に倣い会長および副会長と呼称することができる。

第11条(選任)

1. 理事および監査役は、本クラブ会員のうちから選挙によって選任する。
2. 理事の3分の2は、代表会員でなければならない。
3. 理事長は、理事会において理事の互選により選任する。
4. 理事長は、副理事長を任命するとともに、副理事長のうち1名を事務局長に任命する。
5. 監査役は、評議会が任命する。
6. 事務局長は、会計を任命する。
7. 理事長は理事が欠け、又は必要と認めるときは、理事を任命することができる。

第12条(職務)

1. 理事は理事会を構成し、本クラブの業務執行を決定する。
2. 理事長は、本クラブを代表し会務を総括する。
3. 副理事長は、理事長を補佐して会務を掌握し、理事長に事故あるときは職務を代行する。
4. 監査役は、会計を監査する。
5. **本クラブとして、対外的な契約、主催、後援、協力**

等については、理事会での決議承認を必要とする。
また対外的に、金銭、債務保証等を伴う場合は、
更に総会での決議承認を必要とする。

第13条(任期)

1. 理事長、副理事長、および理事の任期は3年とし、理事長は再任しない。
2. 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前条の規定に関わらず前任者または 現任者の残任期間とする。
3. 理事は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

第5章 会議

第14条(種別)

本クラブの会議は、会員総会、理事会、および評議会とする。

第15条(構成)

1. 会員総会は本クラブ会員をもって構成する。
2. 理事会は、理事長、副理事長、および理事をもって構成する。
3. 評議会は、評議員をもって構成する。
4. 評議員および監査役は、会議に出席して意見を述べる事ができる。

第16条(権能)

1. 会員総会は、次に定めるものの他、本クラブの運営に関する重要事項を決議する。
 - ・ 会則改正
 - ・ 役員の任免
 - ・ 予算、決算に関する事項
2. 理事会は、次に定めるものの他、本クラブの日常の運営に関する事項を決議する。
 - ・ 総会の議決した事項の執行に関する事
 - ・ 総会に付すべき事項
 - ・ 本会則において理事会の決定事項と定められた事項
3. 評議会は、次に定める事項を行う。
 - ・ 会長を推薦すること。
 - ・ 会長の業務執行を監査し、会員総会で報告すること。

第17条(開催)

1. 通常総会は、毎年一回、理事長がこれを招集して開催する。
2. 臨時総会は、理事長が必要と認めるとき開催する。
3. 理事長は、本クラブ会員の3分の1以上の請求があるときは、請求日から1ヶ月以内に臨時総会を開催しなければならない。
4. 理事長は、前項の請求をうけたときは、臨時総会の日時・場所・会議の目的たる事項を、直ちに代表会員に通知しなければならない。この通知は、会員が本クラブに届け出た連絡先にすれば足りる。
5. 理事長は、随時理事会を召集する。
6. 理事長は、理事の3名以上の請求があるときは遅滞なく理事会を召集しなければならない。

第18条(議長)

会員総会および理事会の議長は、理事長又は理事長

が指名した者が行なう。但し、会員総会において、役員の罷免に関する決議を行なうときは、その対象となる役員は議長となることが出来ない。

第19条(定足数)

1. 会員総会は代表会員の3分の1以上の出席をもって成立する。
2. 理事会は、理事の3分の1以上の出席をもって成立する。

第20条(議決)

1. 会員総会の議事は、出席した代表会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2. 代表会員は、書面又は代理人をもってその議決権を行使することが出来る。
3. 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 理事に特別の利害を有する者は定足数に算入せず、また議決権を行使することができない。
5. 理事会の議事は、緊急の場合その他必要があるとき、書面による持ち回り決議をすることができる。

第6章 委員会

第21条(委員会)

1. 本クラブには、次の各委員会を置く。
 - ・ パーティー
 - ・ レース
 - ・ クルージング
 - ・ フェローシップ
 - ・ 広報
 - ・ 渉外
 - ・ その他の特別委員会
2. 委員会の委員は、理事会の議決を経て理事長が任免する。各委員の兼務はこれを妨げない。
3. 各委員会の委員長は、当該委員会の委員を任命する。
4. 各委員長は、理事長の承認を得て、担当委員会業務に対する通知を、自己の名をもって本クラブ会員に通知することが出来る。理事をもってあてる。

第7章 財務

第22条(財務)

1. 本クラブの経費は、入会金、年会費、および寄付金などをもってこれにあてる。
2. 代表会員は、自艇の会員の会費を連帯して納入する義務を負う。

1986年8月	1988年2月改正	1991年2月改正
1994年2月改正	1995年2月改正	1997年2月改正
2004年2月改正	2006年2月改正	2008年2月改正
2010年2月改正		